

令和4年第1回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(当初発送議案)

資料5

		ページ
1	箕面市職員の育児休業等に関する条例の改正について 【第16号議案関係】	P.1
2	自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進について 【第1号議案関係】	P.2
3	文化芸能・国際交流の推進について 【第1号議案関係】	P.4
4	箕面市国民健康保険条例の改正について 【第19号議案関係】	P.7
5	環境クリーンセンター業務の委託拡大に伴う債務負担 行為限度額の設定について 【第1号議案関係】	P.8
6	ごみ処理手数料等の見直しについて 【第20号議案関係】	P.10
7	「(仮称)箕面観光戦略」の策定について 【第1号議案関係】	P.12
8	ふるさと納税業務の外部委託について 【第1号議案関係】	P.13
9	プレミアム付商品券事業について(「小さな店応援 チケット」第3弾、第4弾の実施) 【第1号議案関係】	P.14
10	箕面都市開発(株)からの繰上弁済について 【第13号議案関係】	P.16
11	北大阪急行線の延伸と新駅周辺のまちづくりについて 【第1号議案関係】	P.18
12	骨髄等提供者等助成事業の創設について 【第1号議案関係】	P.22
13	顔の見える総合相談・支援事業について 【第5号議案関係】	P.24
14	箕面今宮線安全対策事業について 【第1号議案関係】	P.26
15	農業公社支援事業について 【第1号議案関係】	P.27

			ページ
16	公園リニューアル事業について 【第1号議案関係】	みどりまちづくり部	P.28
17	箕面市都市公園条例の改正について 【第22号議案関係】	みどりまちづくり部	P.29
18	教育委員会事務局の業務委託（令和4年度分）について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	P.31
19	教学の森野外活動センターにおける青少年健全育成活動の継続と青少年関係団体への支援について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	P.32
20	学校給食運営事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	P.34
21	いじめの未然防止策と支援教育の充実及び箕面市支援教育充実検討委員会設置条例の制定について 【第1、18号議案関係】	子ども未来創造局	P.36
22	就学前教育・保育の更なる質の向上について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	P.38
23	子宮頸がんワクチン接種の勧奨再開と接種機会を逃したかた等への対応について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	P.40
24	産婦健康診査・新生児聴覚検査に係る助成について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	P.42
25	八天石蔵の保護復旧と利活用について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	P.44
26	令和4年度病院事業会計当初予算（案）の概要 【第8号議案関係】	市立病院事務局	P.46
27	病院事業管理者の給与減額に伴う箕面市特別職の職員の給与に関する条例の改正について 【第21号議案関係】	市立病院事務局	P.48

箕面市職員の育児休業等に関する条例 の改正について

総務部 人事室

妊娠・出産・育児等と仕事との両立支援のため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正（令和4年4月1日施行）され、国家公務員の勤務時間や休暇を定めている人事院規則が一部改正されることを受け、本市においても国に準じて、箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正します。

1 改正内容

（1）非常勤職員※の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち在職期間（引き続き在職した期間が1年以上）の要件を廃止します。

※非常勤職員とは、会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員を指します。

現 行	改正後
育児休業の取得は、1年以上の在職期間が必要	在職期間の要件を廃止

（2）育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

①妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等

職員本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、所属長が育児休業取得の意向を確認するための面談等を行います。

②育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

- ・育児休業の請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業に係る研修の実施や、相談体制の整備等を引き続き行います。
- ・研修については、新規採用職員研修や管理監督職研修、庶務能力向上研修時に、人事室職員より、育児休業をはじめとした出産・育児に係る様々な制度の周知及び説明を行います。

2 改正する条例

箕面市職員の育児休業等に関する条例

3 実施時期

令和4年4月1日

自治体デジタル・トランスフォーメーション の推進について

総務部 行財政改革推進室・総務課・情報政策室

- ◆ 少子高齢化や社会保障関連経費の増加、市民ニーズの多様化・複雑化といった課題に的確に対応し、限られた財源と人員をより効果的に活用するため、自治体デジタル・トランスフォーメーション(以下、「DX」という)を推進し、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ります。
- ◆ 令和4年度は、DX推進のため、行政手続きのオンライン化の拡大を目的とした電子申請システム、AI 技術による議事録作成や文書管理・電子決裁システムの導入を行います。
- ◆ より多くの市民のかたが気軽にデジタルに触れることができるよう、令和3年度に好評だった「はじめてのスマートフォン体験講座」を令和4年度も引き続き実施します。

1 予算概要

【歳出】 18,754 千円

・行政情報ネットワーク管理運営事業、同事業(消防)〔情報政策室〕

- ①使用料 電子申請システム 692 千円
- AI議事録作成支援ツール 792 千円

・文書管理運営事業(臨時)、同事業(消防)〔総務課〕

- ①委託料 文書管理・電子決裁システム 17,270 千円

【歳入】

※大阪府スマートシティ戦略推進補助金 補助率1/3、上限 5,000 千円

※特別交付税措置 措置率0.5

を活用予定

2 事業概要

(1)電子申請システムの導入

- ・行政手続きの電子申請や講座等の申込予約、アンケートなどのフォームを作成・集計し、一元管理できる電子申請システム「LoGo フォーム」を導入します。

- ・システムの導入に当たっては、大阪府の共同調達に参加することにより、経費の低減を図るとともに、ノウハウや課題を共有し効率的にシステム導入を行います。
- ・市民のかたは24時間いつでも、どこでもスマートフォンやパソコンを通じてオンラインで手続きすることが可能となり、住民の利便性が向上します。
- ・オンライン手続きは、「みのお八天石蔵ウォークトライアル」などのイベント申込みや臨時ごみ収集予約などの市民に身近で簡易なものから始め、順次対象となる手続きを拡大していく予定です。

(2) AI議事録作成支援ツールの導入

- ・AI音声認識技術を活用したAI議事録作成支援ツールを導入します。
- ・これにより、全庁的に各種会議の議事録作成にかかる時間を短縮し、業務の効率化を図ることができます。

※削減効果見込み…全体で年間約 150 万円

(3) 文書管理・電子決裁システムの導入

- ・起案者・決裁者がともに利用しやすく、電子データによる文書管理が可能となる文書管理・電子決裁システムを導入します。
- ・文書管理・電子決裁システムを導入することで、テレワークでの決裁が可能になるとともに、文書検索にかかる時間が大幅に削減され、またペーパーレスの促進により、紙の削減、文書保管に係る省スペース化や業務の効率化等を図ることができます。

※削減効果見込み…全体で年間約 7,800 万円

- ・システムの導入に当たっては、大阪府の共同調達に参加することにより、経費の低減を図るとともに、ノウハウや課題を共有し効率的にシステム導入を行います。
- ・令和4年度はシステムの構築を行い、令和5年4月以降のシステム稼働を目指します。

(4) スマートフォン体験講座の実施

高齢者をはじめ誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、市民のデジタル活用の支援策として、携帯電話会社と連携しながら、月に1回程度、図書館や生涯学習センターでスマートフォン体験講座を実施します。

文化芸能・国際交流の推進について

人権文化部 文化国際室

- ◆ 文化芸能・国際交流の拠点としての一步を踏み出した船場地区において、令和4年度は、更なる多文化共生の推進や、文化芸能・国際交流のまちづくりについての具体化をめざし、また市民と思いを共有しながら産官学民で連携して、魅力あるまちづくりを進めます。
- ◆ 具体的には、令和3年度に実施した「箕面船場まちづくりシンポジウム」(以下「シンポジウム」という。)で示された、船場地区が文化芸能国際交流の拠点となることをめざすとの方向性を踏まえ、具体的な方策を検討する「箕面船場における文化芸能国際交流のまちづくりワークショップ」(以下「ワークショップ」という。)を引き続き開催するとともに、令和4年7月には、ワークショップの検討などを踏まえた第2回シンポジウムを開催します。

また、本市の国際交流の核の一つであるメキシコ・モレロス大学(国際友好都市クエルナバカ市)からの研修学生受入が、令和4年で30周年を迎えることから、オンラインによる記念式典を船場生涯学習センターで開催します。

さらに、大阪大学の協力を得て、箕面キャンパス内に多言語の出張個別相談窓口を新設します。

1 予算概要

(1) 船場における文化芸能国際交流まちづくりの検討

● 船場文化芸能国際交流まちづくり推進事業

【歳出】	1,889 千円
①報償費	597 千円(シンポジウム講師謝礼 ワークショップ5回分)
②委託料	861 千円(シンポジウム開催業務委託)
③使用料	431 千円(会場使用料)

(2) メキシコ・モレロス大学からの研修学生受入30周年記念事業

● 国際協力推進事業

【歳出】	488 千円
・負担金	488 千円(実行委員会への負担金)

(3) 船場における多言語の出張個別相談窓口を設置

●外国人受入環境整備事業

【歳出】	1,185 千円
・委託料	1,185 千円（公財）箕面市国際交流協会への委託）
【歳入】	592 千円
・国庫支出金	592 千円

2 事業概要

(1) 箕面船場における文化芸能国際交流のまちづくりの推進

- ・ 令和3年度に実施したシンポジウムで示された、船場地区が文化芸能国際交流の拠点となることをめざすとの方向性を踏まえ、ワークショップを引き続き開催するとともに、市民と思いを共有する第2回シンポジウムを開催します。（令和4年7月予定）
- ・ ワークショップにおいては、「船場のまちづくり」について、学識経験者、文化芸能関係者、国際交流関係者、市民団体・NPO、市民等が意見交換を行い、「文化芸能・国際交流」をテーマに市民が気軽に集えるイベント等の開催を検討します。

(2) モレロス大学箕面研修生受入30周年記念式典(オンライン)

- ・ メキシコ・モレロス大学(国際友好都市クエルナバカ市)からの研修学生受入30周年を記念してオンラインによる式典を開催します。これをきっかけとし、さらなる交流促進をめざします。

①日程 令和4年(2022 年)9月～11 月 午前9時～または午前10時～

(メキシコとの時差－15時間)

②場所 船場生涯学習センター

③実施方法 オンライン実施(YouTube Live で配信)

④内容 歴代の研修生やホストファミリーのお祝いメッセージ、関係団体のプレゼンなど

※市・国際交流協会・箕面メキシコ友の会の3者で構成された実行委員会が主催

(3) 多言語の出張個別相談窓口の設置

- ・ 大阪大学箕面キャンパス内に令和4年度に新設される国際交流協会の拠点を活用して、同財団による多言語の出張個別相談窓口を設置します。（令和4年10月から月2回）

箕面市国民健康保険条例の改正について

市民部 国民健康保険室

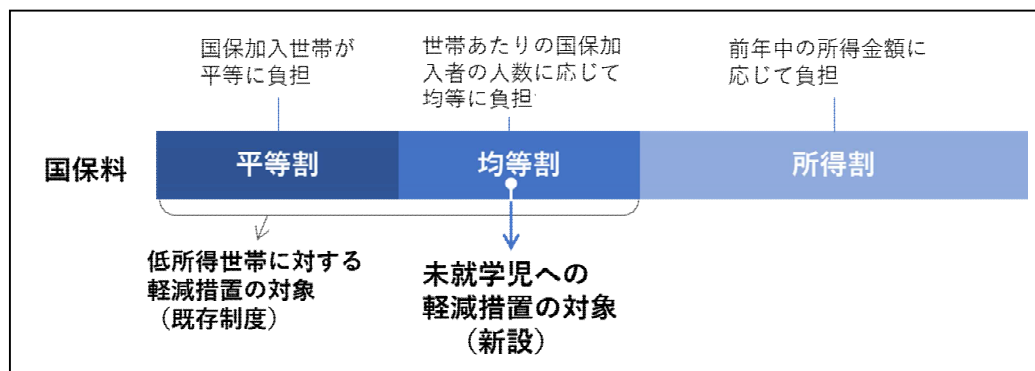
- ◆ 全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)が令和4年4月1日に施行され、未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の軽減措置が講じられます。
- ◆ これに伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正します。

1 改正の内容

(1)軽減内容

- ①対 象 : 未就学児のいる国民健康保険加入世帯
- ②軽減割合 : 未就学児に係る均等割保険料の5割

※既存の低所得世帯に対する軽減措置(所得に応じて7・5・2割軽減)
の対象世帯の場合は、所得による軽減後の均等割額の5割



- ③財源の割合 : 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(2)施行期日 : 令和4年4月1日 (令和4年度保険料から適用)

2 参考

○令和3年度料率から未就学児に係る均等割保険料の軽減額を試算

①均等割額/人	40,118 円	←所得による軽減前の額
②軽減額(①×50%)/人	20,059 円	
③対象児童数	591 人	
④軽減総額(②×③)	11,854,869 円	
⑤市の負担額(④×1/4)	2,963,717 円	

環境クリーンセンター業務の委託拡大に伴う 債務負担行為限度額の設定について

市民部 環境クリーンセンター

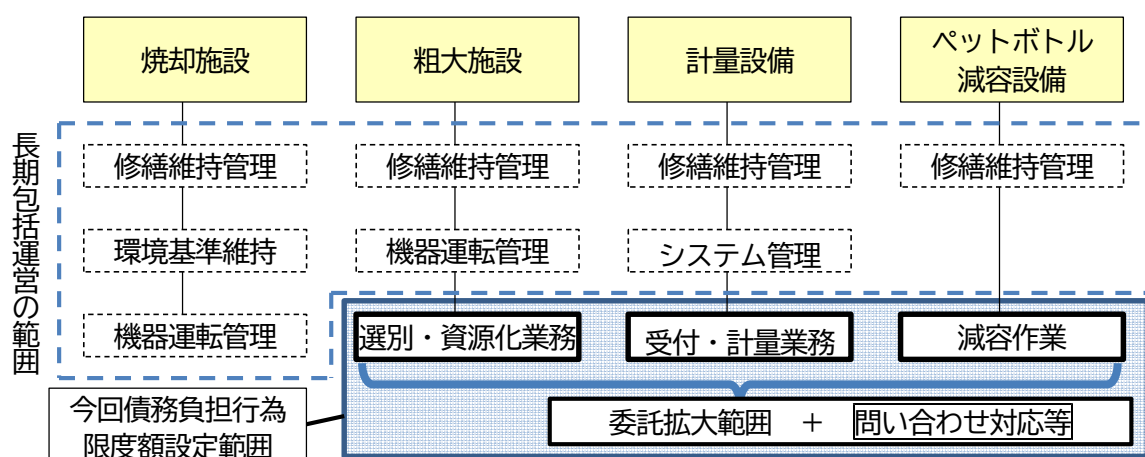
- ◆令和5年度からの環境クリーンセンターのごみ受入・処理業務の全面委託に向けて、令和4年度に契約締結及び準備行為を行うため、債務負担行為限度額を設定します。
- ◆委託化を機に、市民によるごみの持込について、予約制を導入して混雑緩和を図るとともに、受入曜日を拡大して市民サービスの向上を図ります。

1 債務負担行為の概要

- (1)委託内容 ごみの受入・計量、選別・資源化、減容作業、問い合わせ対応など
- (2)委託の相手方 荏原環境プラント(株)との随意契約
- (3)委託期間 令和5年度から令和14年度(10年間)
- (4)限度額 1,141,810 千円〈委託拡大10年分の総額〉
- (5)年割額 (単位:千円)

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年額	105,116	107,130	109,145	111,159	113,174	115,188	117,203	119,217	121,232	123,246

2 委託業務の範囲



- ・令和5年度から委託拡大する業務は、既存の長期包括運営業務と不可分であるため、長期包括運営業務受託者である荏原環境プラント(株)と随意契約することとし、長期包括運営委託契約(平成30年10月～令和14年度)の契約変更で対応します。
- ・併せて、問い合わせ対応や定型的な事務作業をアウトソーシングし、業務の効率化及び市民対応の一元化によるサービス向上を図ります。

3 市民サービスの向上

(1) ごみ持込の予約制の導入による市民サービス向上

- ・ 現在、最長で2～3時間となっている待ち時間が解消されます。
- ・ 予約は、ネット(PC、スマートフォン)または電話で受付。

(2) ごみ持込曜日の拡大による市民サービス向上

- ・ 現行の「火～土曜日」に、祝日が多い「月曜日」を加えて、「月～土曜日」に拡大します。

4 委託拡大効果額

- ・ 人員削減分と予約制等による効率化効果を合わせて、8,323 千円／年のコストを削減。

5 その他

- ・ 予約システムは、受託者が委託業務の準備行為として令和4年9月までに構築し、令和4年10月から半年間、市に無償貸与される予定であり、委託化に先行して、市直営で予約制を開始します。(導入直後の混乱に対応し、運用を確立した上で委託化するため)

ごみ処理手数料等の見直しについて

市民部 環境クリーンセンター

「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」に定めるごみ処理手数料について、次の2つの視点で見直し、条例を改正します。

- (1)ごみ受入・処理業務の委託化に向けた整理
- (2)市民ニーズへの対応

1 見直しの内容

(1)委託化に向けた整理

①消費税総額表示への統一

【趣旨】 ごみ処理手数料の内、「環境クリーンセンターに搬入されたものの処分にかかる手数料」のみが税別で定められていることから、徴収時の混乱を回避するため、他の手数料と同様、税込みで定めます。

【内容】 57.14 円／10kg(税別) ⇒ 62.854 円／10kg(税込み)

【影響】 納付額に変更なし

②冷蔵庫／冷凍庫のサイズ区分の整理

【趣旨】 冷蔵庫／冷凍庫のサイズ区分がリサイクル料金と異なっていることから、徴収ミス回避するため、サイズ区分をリサイクル料金に合わせます。

【内容】 (小)250L 未満/(大)250L 以上 ⇒ (小)170L 以下/(大)170L 超

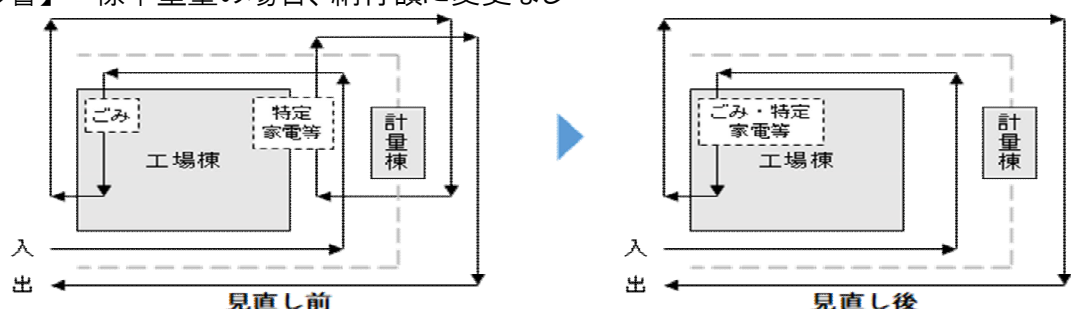
【影響】 170L 超～250L 未満の場合、持ち込みで 1,050 円、臨時収集で 1,570 円の負担増（令和4年度特定家電処理予測台数 195 台中 6 台程度と想定）

③動物の死体及び特定家電搬入時の動線改善

【趣旨】 手数料が重量によるごみと重量によらない特定家電等を同時に搬入した場合、動線が複雑、危険です(下図<左>)。特定家電等を重量手数料＋個別手数料に変更し、動線を改善することで、安全を確保します(下図<右>)。(ただし、個別手数料を標準的な重量相当分引き下げた額とし、負担増がないよう配慮)

【内容】 個別手数料 ⇒ 重量手数料＋個別手数料(重量手数料分を値下げ)

【影響】 標準重量の場合、納付額に変更なし



④処理困難物の見直し

【趣旨】 解体に時間を要するため、手数料額が処理経費と大きく乖離しているスプリングマットレスを「特定処理困難物」として指定し、新たに処理手数料を設定することで、処理経費を適正に回収するとともに、買い換え時の販売店への引き渡し等を誘導します。

【内容】 スプリングマットレスの個別手数料を新設(処理経費相当)

【影響】 持ち込みで 2,080 円、臨時収集で 820 円の負担増

(2)市民ニーズへの対応

○動物の個別火葬の新設

【趣旨】 現在は1度の焼却で数体同時に火葬しているため、収骨時に他の動物の細かい骨が混じる可能性があります。個別収骨に対するニーズが高いことから、新たに「動物の個別火葬」を実施します。

【内容】 個別火葬手数料を新設(処理経費相当)

【影響】 従来どおり合同火葬の場合は変化なし

◆変化点のまとめ

種別・区分				単位	手数料		市民負担の 変化	
					現行	改正案		
環境クリーンセンターへの 一般廃棄物持込手数料				10kg までごと	57.14 円 (税別)	62.854 円 (税込み)	変化なし	
特定 家電	持ち込み	エアコン		1 台	2,100 円	重量 手数料+	1,910 円	実質変化なし
		テレビ		1 台	2,100 円		1,910 円	実質変化なし
		洗濯機/乾燥機		1 台	2,100 円		1,910 円	実質変化なし
		冷蔵庫/ 冷凍庫	170L 以下	1 台	2,100 円		1,910 円	実質変化なし
			170L 超～ 250L 未満	1 台	2,100 円		2,770 円	1,050 円増
			250L 以上	1 台	3,150 円		2,770 円	実質変化なし
	臨時収集	冷蔵庫/ 冷凍庫	170L 超～ 250L 未満	1 台	3,670 円	5,240 円	1,570 円増	
動物 の 死体	持ち込み	合同火葬		1 体	1,050 円	重量 手数料+	990 円	実質変化なし
		個別火葬		1 体			8,410 円	追加負担で
	臨時収集	個別火葬		1 体		9,520 円	サービス向上	
特定 処理	持ち込み	スプリングマットレス		1 枚	130 円	重量 手数料+	2,080 円	2,080 円増
困難物	臨時収集	スプリングマットレス		1 枚	2,530 円	3,340 円	820 円増	

2 施行期日等

4 月 1 日 公布
4 月～9 月 周知期間(もみじだより、ホームページ、アプリ等で周知)
10 月 1 日 施行

「(仮称)箕面観光戦略」の策定について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 観光客数の増加や箕面ドライブウェイの交通渋滞の解消、本市の自然や景観等を活用した持続可能な観光(サステナブル・ツーリズム)の実現など、本市の観光諸課題を解決し、本市の観光の復活に向けた指針となる「(仮称)箕面観光戦略」を策定します。
- ◆ 策定にあたっては、商業者や交通事業者、大学、行政などによる「(仮称)公民連携観光戦略会議」を立ち上げ、公民連携により幅広く意見交換を行い、素案の作成、試行実施・検証を経て、策定します。

1 予算概要

【歳出】 11,149 千円 (箕面市観光協会への補助金)

2 観光戦略の策定について

(1) 目的

・明治の森 箕面国定公園の来場者数は、昭和50年の279万人をピークに近年は約150万人と半減しています。このほか箕面ドライブウェイの交通渋滞の解消など、本市が抱える観光諸課題を解決し、紅葉期だけでなく、新緑の「青もみじ」や夏のライトアップの「夕涼み」など、通年で観光客を誘致する新たな観光コンテンツを創出し、本市の観光を復活させる指針となる「(仮称)箕面観光戦略」を公民連携により策定します。

(2) 策定方法

- ・策定にあたっては関係者が幅広く意見交換を行うため、商業者や交通事業者、大学、行政などによる「(仮称)公民連携観光戦略会議」を立ち上げ、公民連携により取り組みます。
- ・具体的には、まず素案を作成し、素案の試行実施・検証を経て「(仮称)箕面観光戦略」を策定します。
- ・なお、「(仮称)箕面観光戦略」は、本市の観光振興に取り組む箕面市観光協会が策定を担います。市は観光協会に補助金を支出します。

3 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|------------|---|
| 令和4年5月～8月 | 実態調査(WEBアンケート等)
「(仮称)公民連携観光戦略会議」の開催
観光戦略素案を作成 |
| 令和4年8月～12月 | 観光戦略素案の試行実施・検証
「(仮称)箕面観光戦略」を策定 |

ふるさと納税業務の外部委託について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 今年度、ふるさと納税のポータルサイト契約を1社から4社に拡充し、寄附金は大幅に増加しました。
- ◆ これまで市職員が行ってきたふるさと納税業務について、市職員でなくても担える定型業務を委託化し、業務の効率化を図るとともに、謝礼品の拡充やポータルサイトにおける写真加工やデザインの充実など、民間企業のノウハウを活用することによってさらなる地域活性化と寄附金の増収をめざします。

1 予算概要

【歳出】 ふるさと寄附金推進事業 61,639 千円

- ①報償費 31,864 千円(謝礼品費)
- ②需用費 47 千円(印刷製本費等)
- ③役務費 1,849 千円(手数料等)
- ④委託料 9,166 千円(業務委託料等)
- ⑤使用料及び賃借料 18,713 千円(ポータルサイト使用料等)

2 ふるさと納税業務の外部委託

(1) 寄附金の状況

・これまで、本市の寄附金は順調に伸びてきましたが、今年度ポータルサイト契約を1社から4社に拡充することによって、さらに大幅に増加しました。

○ふるさと寄附金の実績 (単位:千円)

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度
ふるさと寄附金額	23,994	30,924	39,734	46,916	76,250

(2) 業務の委託化

・これまで市職員が行ってきたふるさと納税業務について、市職員でなくても担える定型業務を委託化し、業務の効率化を図るとともに、謝礼品の拡充やポータルサイトにおける写真加工やデザインの充実など、民間企業のノウハウを活用することによってさらなる寄附金の増収をめざします。

・市職員は、委託先の事業者とともに、謝礼品の新規開拓等の業務を行います。

(3) 寄附金の目標額 120,000 千円(令和3年度寄附実績の約1.6倍)

(4) 委託期間 令和4年7月～令和7年3月(債務負担行為。限度額は寄附金額に対して契約に定める額)

プレミアム付商品券事業について (「小さなお店応援チケット」第3弾、第4弾の実施)

地域創造部 箕面営業室・交通政策室

- ◆ 変異株の再拡大など、長引く新型コロナウイルスの影響により売上が減少した市内の中小・小規模事業者及びタクシー事業者を応援するとともに、市民の家計への支援を目的として、今年度に引き続きプレミアム付商品券を2回実施し、切れ目ない支援を行います。
- ◆ 商品券事業は、これまでと同様、中小・小規模事業者を支援している箕面商工会議所が実施主体として行い、市は同会議所に補助金を交付します。

1 予算概要

【歳出】 76,300 千円（箕面商工会議所への補助金）

2 プレミアム付商品券(「小さなお店応援チケット」第3弾、第4弾)の概要

(1)購入対象者 箕面市民

(2)商品券の種類(2種類)

券 種	①レギュラー商品券	②タクシーチケット付商品券
内 容	<商品券> ・1冊あたり 6,000 円分 (額面 500 円×12 枚)	<商品券> ・1冊あたり 2,500 円分 (額面 500 円×5 枚) ・タクシーチケット 1,000 円分 (額面 500 円×2 枚)
販売価格	5,000 円	2,000 円
プレミアム率 (交通チケット込)	20%	25% (75%)
発行冊数	20,000 冊	2,000 冊
発行総額 (交通事業者分)	1 億 2,000 万円	700 万円 (うち、200 万円)

(3)商品券の購入方法

- ・販売所における密の状態を防止するため、事前申込制とし、後日、購入引換はがきを送付し、市内の販売所にて購入いただきます。
- ・販売所は、箕面サンプラザ名店会、みのおキューズモール、多文化交流センター等を予定しています。
- ・希望者多数の場合は、抽選とします。

(4) 商品券等の利用方法

・商品券は、次の事業者が運営する市内の事業所または店舗等で使うことができます。

①小規模事業者

②箕面商工会議所または箕面市商店会連合会に加入する中小企業者

・タクシーチケットは阪急タクシー、池田タクシー又は未来都タクシーで使うことができます。

・商品券事業は2回実施し、商品券の使用期間は次のとおりです(コロナの状況により実施時期を判断します)。

・タクシーチケット付商品券の販売は、2回目に行う予定です。

第3弾(第1回目): 令和4年7月1日から9月30日まで(予定)

第4弾(第2回目): 令和4年11月1日から令和5年1月31日まで(予定)

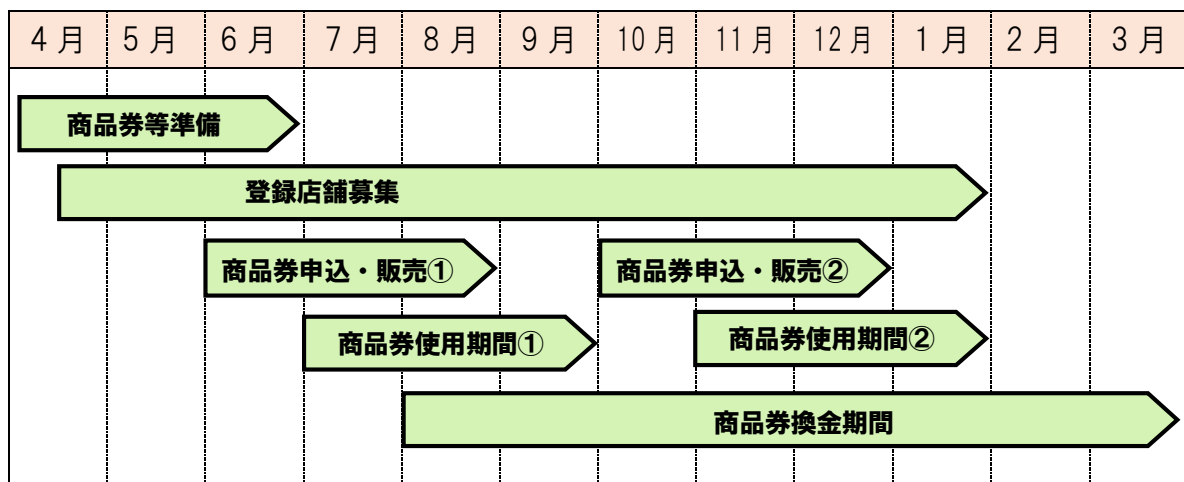
(5) 市民への周知方法

・市広報紙、市ホームページ等のほか、商品券の購入時に、登録店舗等を記載したチラシを渡す等により周知します。

(6) 店舗への周知方法

・市内店舗や事業者には、商工会議所をはじめとする関係団体を通じて周知するほか、民間企業が所有するデータを活用したダイレクトメールの送付等を通じて、店舗登録をお願いしていきます。

3 今後のスケジュール(予定)



箕面都市開発（株）からの繰上弁済について

地域創造部 箕面営業室・地域活性化室

- ◆ 箕面都市開発(株)は、特定調停以降、堅調な経営により、計画どおりの弁済を行ってきました。令和2年度には、特定調停の弁済期間が残り10年となり、最終期に代物弁済を予定している土地(当該土地)の一部を先行して代物弁済し、債務の繰上弁済を受けました。
- ◆ 今般、同社より経営のさらなる安定を図るため、再度、当該土地の一部を代物弁済し、債務の繰上弁済をすることによって、売却損による欠損金繰越控除を行い、期末資金残高を増やしたい旨の申し出がありました。
- ◆ 本市としては、同社から提示された変更資金計画等(利益計画及び資金計画、弁済計画表)について、公認会計士に分析を依頼し、特定調停及び新たな弁済計画の履行に問題は無いとの意見を得たため、土地の代物弁済による繰上弁済を受けます。

1 予算概要

【歳出】 ①土地購入費(地域活性化室)	68,000 千円
【歳入】 ①箕面都市開発株式会社貸付金元金収入(箕面営業室)	76,357 千円
②箕面都市開発株式会社貸付金利子収入(箕面営業室)	1,642 千円

2 箕面都市開発（株）の経営状況及び提案

(1)箕面都市開発(株)の経営状況

◇特定調停の最終弁済期日まで残り8年となり、この間の経営は堅調に推移し、特定調停で示された期末資金残高・純資産額を大きく上回る実績であり、弁済計画(市貸付金の返済)も着実に実行しています。

◇令和2年度に当該土地の一部について代物弁済による繰上弁済を行い、売却損による欠損金繰越控除を行うことによって期末資金残高を増やしました。

(2)箕面都市開発(株)からの提案

◇令和2年度の代物弁済により発生した売却損による欠損金繰越控除は、令和4年度中に売却損の全額に達する予定です。

◇特定調停の債務の担保(抵当権設定・代物弁済予約)である当該土地のうち約13.3%を更に代物弁済(所有権の一部を市に譲渡)し、特定調停の元本債務について6,800万円の繰上弁済を行います。

◇当該土地は含み損があるため、税法上の売却損を計上することで欠損金繰越控除制度を活用でき、法人税が控除(最長10年間)され、期末資金残高を増やすことができます。

3 経営安定化に向けた対策（案）の検証

◇市が所有権の譲渡を受ける当該土地は、最終弁済時に代物弁済予約を設定しているため、今回の提案は、最終弁済時より早く一部代物弁済を受けるものです。

※これにより、市としては、固定資産税・都市計画税が 370,800 円/年の減収となりますが、前回の土地取得と合わせて定期借地賃料が 4,320,000 円/年と見込まれます。

◇箕面都市開発(株)から提示された変更資金計画等(利益計画及び資金計画、弁済計画表)について、公認会計士に「弁済計画変更後の経営状況及び事業実績の把握・分析」「予測される変動要因と影響が調停条項の履行に問題のない内容か」「変更資金計画等が経済的合理性のある内容か」の観点から分析を依頼し、次の意見を得ました。

- ・売上高の構成要素(各事業)が景気に左右されにくいものが多く、コロナ禍においても着実に利益を計上しており、今後も安定的な経営が確保できる。
- ・当該土地を再度売却した場合は、その売却益とその期の経常利益に法人税が課税されないため社内に資金を残すことができ、繰越欠損金の控除ができるため、特定調停の着実な遂行に繋がるもの。
- ・今後の弁済計画書等及び各種方策による資金繰りを検討した結果、当初の特定調停による年間 1,000 万円の返済は、6,800 万円の繰上弁済後も継続できる。

4 特定調停申立事件に関する調停内容の一部変更の合意の件 (第 13 号議案)

市と箕面都市開発(株)の間の調停条項(平成22年(特ノ)第4号)に基づく弁済に関し、弁済方法の一部を変更することについて合意する。

- ① 会社は、その所有する土地の所有権の一部を市に譲渡し、本件債務のうち、令和5年3月30日期の元本債務の繰上弁済をする。
- ② ①により弁済計画表を変更する。

※ 地方公共団体においては、代物弁済はいったん換金する必要があるため、本件手続きは合意書の議案と併せて、予算において、歳出で土地の購入費を、歳入で弁済金を計上しています。

5 今後の手続き（予定）

R3 年度	・箕面都市開発(株)の取締役会で土地の所有権の一部譲渡を議決 ・議決(当初予算、特定調停申立事件に関する調停内容の一部変更の合意の件) ・合意書を締結
R4 年度	・土地売買契約を締結 ・箕面都市開発(株)が市に対し繰上弁済

北大阪急行線の延伸と新駅周辺のまちづくりについて

地域創造部 鉄道延伸室、北急まちづくり推進室

北大阪急行線の延伸と新駅周辺のまちづくりにおける、設計・工事等に必要となる予算を計上します。

1 予算概要

(1) 北大阪急行線の延伸

- ・北大阪急行線延伸整備事業(継続費) 6,515,178 千円 …A
→整備事業に係る補助金、復旧工事費、車両費等

(2) 新駅周辺のまちづくり

- ①箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費) 124,100 千円 …B
→北側交通広場の整備に係る令和4年度分の工事費
総額 310,430 千円 事業期間: 令和4年度～令和5年度
- ②箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費) 756,343 千円 …C
→エントランス等整備に係る令和4年度分の工事費、委託費
総額 2,560,140 千円 事業期間: 令和3年度～令和5年度
- ③箕面船場阪大前駅前複合公共施設整備に係る償還事業 95,415 千円 …D
→PFIで実施した複合公共施設整備費に係る令和4年度分の割賦払い 償還期間: 令和3年度～令和17年度

(3) その他関連事業

- ①新病院予定地整備事業(継続費) 741,560 千円 …E
→新病院予定地の周辺整備(道路移設等)に係る令和4年度分の工事費、委託費
総 額: 1,883,050 千円 事業期間: 令和4年度～令和6年度 …F
- ②箕面船場地区ヘルスケア拠点施設創出事業【債務負担行為の再設定】
→(仮称)関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター整備費の一部に係る補助金を交付
総 額: 257,275 千円 事業期間: 令和4年度～令和6年度 …G

2 補正予算概要

◆令和3年度3月補正予算

(1) 北大阪急行線の延伸

- ・北大阪急行線延伸整備事業(継続費) +3,392,496 千円 …H
- 整備事業に係る補助金、整備工事費等
- 令和3年度国費前倒し内示に伴う年度間調整(総額変更なし)

(2) 新駅周辺のまちづくり

- ①箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費) ▲101,628 千円
- 駅舎駐輪場躯体工事に係る令和3年度分の出来高確定に伴う年割額の増額変更(補正額+103,948 千円) …I
- 補正前:37,545 千円 補正後:141,493 千円
- エントランス等整備に係る令和3年度分の出来高に伴う年度間調整(令和3年度分補正額▲205,576 千円、総額変更なし) …J
- 補正前:1,040,208 千円 補正後:834,632 千円
- ②箕面船場阪大前駅前複合公共施設整備に係る償還事業 ▲1,668 千円 …K
- PFIで実施した複合公共施設整備費の金利確定に伴う令和3年度分割賦払いの減額
- 補正前:205,009 千円 補正後:203,341 千円

◆継続費補正

- ①箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)
- 北側交通広場等を整備するため事業期間を変更
- 補正前:平成 26 年度～令和3年度 補正後:平成 26 年度～令和5年度
- 北側交通広場の整備費及び昇降施設整備に係る負担金の計上 +430,429 千円 …L
- 内訳 令和4年度:工事請負費 124,100 千円(北側交通広場工事)
- 令和5年度:工事請負費 186,330 千円(北側交通広場工事)
- 負担金 119,999 千円(東急不動産:昇降施設工事)
- ②箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備事業(継続費)
- 工事進捗に合わせ事業期間を変更
- 補正前:平成 30 年度～令和4年度 補正後:平成 30 年度～令和5年度

~~~~~凡例「…A」は参考資料との関係を表しています。~~~~~

### 3 事業概要

- ◆ 鉄道延伸室の所管予算
- 北急まちづくり推進室の所管予算

#### ◆ 北大阪急行線の延伸(箕面萱野駅部)

- ・ 駅舎上屋工事を実施(市)
- ・ 軌道、設備等の設計・工事等を実施(北大阪急行電鉄)

#### ◆ 北大阪急行線の延伸(高架部)

- ・ 道路河川等復旧工事を実施(市)
- ・ 軌道、設備等の設計・工事等を実施(北大阪急行電鉄)

#### ◆ 北大阪急行線の延伸(箕面船場阪大前駅部)

- ・ 道路復旧工事を実施(市)
- ・ 軌道、設備等の設計・工事等を実施(北大阪急行電鉄)

#### ◆ 北大阪急行線の延伸(シールドトンネル部)

- ・ シールドトンネル工事や軌道、設備等の設計・工事等を実施(北大阪急行電鉄)

#### ◆ 北大阪急行線の車両整備

- ・ 新造車両を調達(市[調整中])

#### ● 箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備

- ・ 北側交通広場の工事を実施(市)
- ・ 駅舎昇降施設(エレベーター・エスカレーター・階段)の工事を実施(東急不動産)

#### ● 新病院予定地周辺の整備

- ・ 道路の移設工事を実施(市)
- ・ COM1号館の解体工事を実施(市)

阪大箕面キャンパス

阪大学生寮

#### ● (仮称)関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター

- ・ 建設・運営事業者を公募(大阪船場繊維卸商団地協同組合)
- ・ 設計業務を実施(建設・運営事業者)

#### ● 箕面船場阪大前駅地区第1期PFI

- ・ 複合公共施設の整備費に係る割賦払いを実施(市)

#### ● 箕面船場阪大前駅地区まちづくり拠点施設整備

- ・ エントランス工事を実施(市)
- ・ 駅舎駐輪場の躯体、設備工事及び駅前広場工事を実施(市)

#### ● 箕面船場阪大前駅地区歩行者デッキ整備

- ・ 歩行者デッキ工事を実施(市)

至 千里中央



## 骨髄等提供者等助成事業の創設について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 骨髄等の移植に係る経済的負担の軽減や休暇の取得しやすさを促進し、ドナー登録及び骨髄移植を推進するため、骨髄等の提供者及び提供者が勤務する事業所等に対する助成制度を創設します。
- ◆ 提供者には、骨髄等の提供に要した日数に2万円を乗じた金額(上限:14万円)、事業所には、骨髄等の提供のために提供者が取得した休暇日数に1万円を乗じた金額(上限:7万円)を助成します。

### 1 予算概要

【歳出】 420 千円  
・負担金補助及び交付金 420 千円

### 2 助成制度の概要

#### (1)助成額

##### ①骨髄等の提供者

・骨髄等の提供に要する通院又は入院(骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)に要した日数で1日あたり20,000円を助成(上限7日、14万円)。

##### ②骨髄等の提供者が勤める事業所

・骨髄等の提供のために提供者が取得した休暇日数で1日あたり10,000円を助成(上限7日、7万円)。

#### (2)助成の要件

##### ①骨髄等の提供者

・提供日において箕面市民であること  
・公益財団法人日本骨髄バンクに登録していること



## ②事業所への助成要件

### a. 提供者が市民の場合

- ・国内に事業所があること
- ・提供者の休暇取得を有給休暇で対応していること
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等の場合でないこと
- ・他の地方公共団体から同種の助成金等の交付を受けていないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団関係者でないこと

### b. 提供者が他市民の場合

「a.提供者が市民の場合」の要件に以下の要件を加える。

- ・事業所が市内にあること
- ・提供者の居住地において事業所に対する助成制度がないこと

## 【助成対象と助成要件の適否表】

|      |         | 提供者 | 事業所(市外) | 事業所(市内) |
|------|---------|-----|---------|---------|
| 助成要件 | 市民の場合   | ○   | ○       | ○       |
|      | 市民以外の場合 | ×   | ×       | ○       |

○：助成対象 ×：助成対象外

## 3 骨髓等の提供者に対する支援の充実に関する国・府への要望

今般、市独自の助成制度を創設しますが、骨髓等を含む移植医療の推進は、国が政策的に取り組むべきものであることから、国として移植医療に係る環境整備を進めるよう引き続き要望していきます。

## 顔の見える総合相談・支援事業について

健康福祉部 地域包括ケア室

- ◆ 本年4月から「ささえあいステーション」を新たに6校区（西、止々呂美、南、西南、東、彩都の丘）に開設し、全校区（14校区）に拡大します。
- ◆ ささえあいステーションは、身近な総合相談窓口として住民のあらゆるお困りごとを受け止め、適切な支援機関につなぐ総合相談機能を担います。あわせて、住民のお困りごとの背景となる要因を探り、個別課題や地域の課題をキャッチし、その解決をめざして地域住民との会話を重ねることによって、地域福祉を推進する地域福祉推進機能を担います。

### 1 予算概要

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 【歳出】（介護保険特会）      | 46,181 千円             |
| 委託料               | 46,181 千円（人件費7人分、事務費） |
| 【歳入】（介護保険特会）      | 46,181 千円             |
| ①国庫補助金（地域支援事業交付金） | 17,780 千円（38.50％）     |
| ②府補助金（地域支援事業交付金）  | 8,890 千円（19.25％）      |
| ③第一号被保険者保険料       | 10,621 千円（23.00％）     |
| ④一般会計繰入金          | 8,890 千円（19.25％）      |

### 2 ささえあいステーションの概要

#### （1）主な業務内容

- ①総合相談窓口業務（住民のあらゆるお困りごとを受け止め、適切な専門機関につなぐ）
- ②地域アセスメント業務（社会資源の訪問調査等）
- ③ささえあい推進会議（地域での話し合いの場）の開催

#### （2）開所日・方式

- ①開所日：平日週1日
- ②開所時間：各校区ごとに設定（2～3時間）
- ③開所方法：非常設、開所時間中は常駐

(3)場所

|            | 校区   | 令和 3 年度                               | 令和 4 年度の候補地      |
|------------|------|---------------------------------------|------------------|
| 既存<br>8 校区 | 北    | みのおサンプラザ1号館3F                         | 同左(変更なし)         |
|            | 中    | コミュニティセンター中小会館                        | 同左(変更なし)         |
|            | 萱野   | 総合保健福祉センター内<br>(中西部地域包括支援センター内)       | コミュニティセンター萱野小会館  |
|            | 萱野北  | コミュニティセンター萱北小会館                       | 同左(変更なし)         |
|            | 萱野東  | みのおキューズモールEASTー2F<br>(中東部地域包括支援センター内) | コミュニティセンター萱野東小会館 |
|            | 豊川南  | 多文化交流センター内「あいあいルーム」                   | 同左(変更なし)         |
|            | 豊川北  | 奥自治会館<br>(東部地域包括支援センター内)              | 同左(変更なし)         |
|            | 箕面   | オフィスワイ4F<br>(西部地域包括支援センター内)           | コミュニティセンター箕面小会館  |
| 新規<br>6 校区 | 西    | —                                     | コミュニティセンター西小会館   |
|            | 南    | —                                     | 北部・西南地域包括支援センター内 |
|            | 西南   | —                                     | コミュニティセンター西南小会館  |
|            | 止々呂美 | —                                     | 地域活動拠点 or 自治会館   |
|            | 東    | —                                     | 団地集会所            |
|            | 彩都の丘 | —                                     | コミュニティセンター彩都の丘会館 |

## 箕面今宮線道路安全対策事業について

みどりまちづくり部 道路整備室

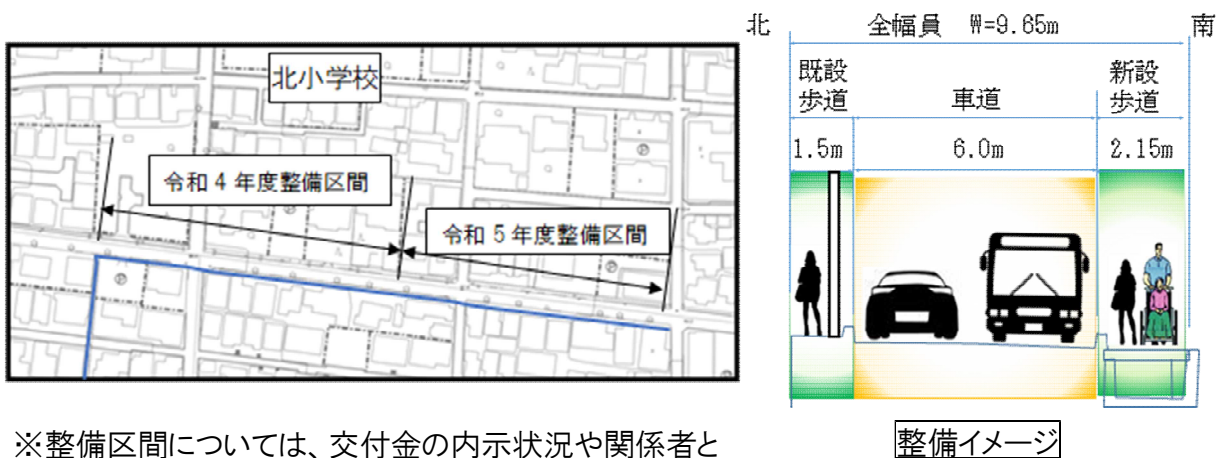
- ◆ 市道箕面今宮線は、歩道の未整備区間が多く、歩行者はもとより車両通行も含めて安全性に課題がある道路であるため、令和3年度から安全対策の検討を進めています。
- ◆ 令和4年度、令和5年度の2カ年で用地買収を伴わない水路区間において、社会資本整備総合交付金を活用し、歩道整備を行います。

### 1 予算概要

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 【歳出】         | 66,165 千円              |
| 工事費          | 66,165 千円(国庫補助 5.5/10) |
| 【歳入】         | 63,191 千円              |
| ①社会資本整備総合交付金 | 36,391 千円              |
| ②道路安全対策事業債   | 26,800 千円              |

### 2 対策事業の内容

用地買収を伴わず歩道整備が可能な水路区間において、路線バスも含めた車両が安全にすれ違いできる幅員の確保や、車椅子利用者や歩行者の安全確保を目的に、令和4年度、令和5年度の2カ年で、水路を西側から順次暗渠化して歩道整備を行います。



※整備区間については、交付金の内示状況や関係者との協議状況等により、変更する場合があります。

## 農業公社支援事業について

農業委員会事務局 農業公社 農業振興課

- ◆ 一般社団法人箕面市農業公社は平成26年2月の設立以降、市内農地の遊休化防止、学校給食における地産地消の推進、新規就農者の育成、農福連携による障害者の活躍など多面的に大きな成果を上げてきました。
- ◆ しかし、農業機械の導入や作付計画の改善、土壌改良など試行錯誤を繰り返しながら経営改善の努力をしましたが、7年間の検証の結果、「まとまった農地が無く点在しているなど作業効率の良くない農地が多い」「耕作スタッフは独立する一方で農業公社は常に経験不足または未経験者が多い人員体制となる」ことから、構造的に収支の採算が取れない事業であることがわかりました。
- ◆ 農地の遊休化を防ぎ、まちなかのみどりを保全していくためには一定のコストを要し、農業公社が市に代わりその役割を担っていることから、構造的に発生している負担部分に市が補助金を交付することで、農業公社の経営の安定化を図り、引き続き農地の保全や地産地消、農福連携を着実に推進します。

### 1 予算概要

【歳出】 農とみどりの総合支援補助金 15,000 千円

### 2 補助金の内容

#### (1)補助金の名称

箕面市農とみどりの総合支援補助金(新設)

#### (2)補助金額

農地保全に係る人件費相当額を補助し、構造的な収支不足を解消するとともに、市からの貸付残高(令和3年度末残高:25,000 千円)を解消するため、経営状況を市が監督しながら、その返済について計画的に補助を行い、経営の安定化を図ります。

人件費相当分 10,000 千円

貸付金償還分 5,000 千円 合計 15,000 千円

#### (3)今後の見通し

今後5年間を目処に農業公社の経営状況を定点観測し、それ以後の補助金のあり方については5年間の検証をもとに再検討する予定です。

## 公園リニューアル事業について

みどりまちづくり部 公園緑地室

- ◆ 令和3年度から開始した公園リニューアル事業を令和4年度も引き続き進めていきます。また、新たに国費が確保できたことから、令和3年度3月補正予算で2公園の遊具更新等とトイレをリニューアルします。
- ◆ 令和4年度当初予算は、公園施設長寿命化計画に基づき、2公園の遊具更新等と6公園のトイレをリニューアルします。芦原公園では、都市計画公園区域内にある蓮池跡地を買戻します。

### 1 補正予算概要、予算概要

令和3年度3月補正予算 【歳出】 102,451 千円 【歳入】 38,000 千円(社会資本整備総合交付金)

|     | 山麓      | 芦原 |
|-----|---------|----|
| 遊具等 | ○       | ○  |
| トイレ | R3予算措置済 | ○  |

令和4年度当初予算 【歳出】 170,748 千円 【歳入】 55,000 千円(社会資本整備総合交付金)

|     | 皿池      | 西脇 | 芦原 | 桜井 | 牧落 | 杉谷 | 松出 | 止々呂渕 | 当対池 |
|-----|---------|----|----|----|----|----|----|------|-----|
| 遊具等 | ○       | ○  | ○  | —  | —  | —  | —  | —    | —   |
| トイレ | R3予算措置済 |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○    | ○   |

※ なお、芦原公園は、R3補正予算とR4当初予算の両方を活用して整備します

(参考) 今までの予算状況 ( R2繰越 … □ R3当初 … ○ R3 6月・9月補正 … △ )

|     | 唐池 | 箕面西           | 瀬川中 | 山麓          | 皿池          | 西脇          |
|-----|----|---------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 遊具等 | □  | ○<br>一部R4へ繰越し | —   | —           | —           | —           |
| トイレ | △  | △             | △   | △<br>R4へ繰越し | △<br>R4へ繰越し | △<br>R4へ繰越し |

### 2 蓮池跡地の活用

令和4年度当初予算 【歳出】 529,240 千円

- ・なか幼稚園の令和5年度廃止が決定したため、建て替え時に必要な用地として確保していた公園区域内の蓮池跡地を買い戻します。

## 箕面市都市公園条例の改正について

みどりまちづくり部 公園緑地室

- ◆ 公園の新たな魅力づくりのため、キッチンカーなどを営業する事業者に対し、公園での営業活動を許可することにより、公園での飲食の提供を可能とし、公園利用者へのサービス向上と公園における新たな賑わいを創出します。
- ◆ 条例改正により、事業者が公園を使用する際の使用料を新設します。

### 1 使用料の設定

公園利用者の利便性の向上に寄与するかどうかを個別に審査の上、キッチンカー運営など営利を目的とする行為に関して、使用料を新たに設定します。

| 種 別                                          | 使 用 料 |     |         |
|----------------------------------------------|-------|-----|---------|
|                                              | 単位    | 期間  | 金額      |
| 行商、出店その他これらに類する行為をするとき（車両を使用した移動販売を行う場合に限る。） | 1 台   | 1 日 | 1,000 円 |
| 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをするとき                  | 1 件   | 1 日 | 3,000 円 |
| 業として写真、映画等を撮影するとき                            | 1 件   | 1 日 | 3,000 円 |

※ 使用料の額は、この表により計算した額に消費税相当額を加算して得た額とする。









# 教育委員会事務局の業務委託(令和4年度分)について

子ども未来創造局 教育政策室

- ◆ 教育委員会に求められる多様な課題の解決に注力していくため、新改革プランの柱の1つである新アウトソーシング計画の考え方に基づき、市職員でなくても担える定型業務を委託し、業務の効率化をするため、2カ年にかけて段階的に委託を行っています。
- ◆ 令和3年度は、就学関連事務や学童保育関連事務の定型業務の委託を進めました。
- ◆ 令和4年度は、学校事務センター関連を委託します。

## 1 予算概要

【歳出】 26,638 千円

委託料 26,638 千円(うち令和4年度開始分 10,824 千円)

## 2 教育委員会事務局(学校事務センター)の業務再構築

- ・教育委員会事務局の内部事務のうち一定のボリュームのある定型的な業務について、令和3年度及び4年度の2カ年にかけて段階的に委託することを計画してきました。
- ・令和3年度は、就学関連事務や学童保育関連事務のうち窓口対応や手続きの案内業務、システム入力業務といった業務の委託を行いました。
- ・令和4年度は学校事務センターの学校徴収金関連事務、学校財務事務にかかるシステム入力業務や問合せ対応等の業務の委託を行います。
- ・新アウトソーシング計画における定型的な窓口等業務委託計画は令和4年度の委託化をもって完了となります。これにより、毎年約1,600万円のコストの削減効果があります。

## 3 委託期間

- ・令和4年10月～令和7年9月(予定) (長期継続契約)



## 教学の森野外活動センターにおける青少年健全育成活動の継続と青少年関係団体への支援について

子ども未来創造局 青少年育成室

- ◆教学の森野外活動センターは、多くの市民に利用される魅力的な施設として今夏の一部リニューアルオープンを予定していますが、これまで同センターで実施してきた「小学生・幼児自然教室」や「小学生サマーキャンプ」などの自然体験・野外活動プログラムの実施を指定管理者である(株)OUTDOOR LIVINGに委託し、子ども達の自然体験や野外活動を通じた健全育成を推進していきます。
- ◆また、リニューアルオープンに伴い、施設の利用料金が値上げされる見込みであることから、市内青少年関係団体が、教学の森野外活動センターを利用した青少年健全育成活動を、これまでどおり実施できるよう支援するため、利用料金の負担軽減をはかる補助制度を創設します。

### 1 予算概要

#### 【歳出】

青少年健全育成推進事業 12,258 千円

- ①委託料 7,259 千円(事業委託)
- ②負担金補助及び交付金 4,999 千円(青少年関係団体支援補助)

### 2 教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成に資する取組の継続・支援

#### (1)市主催事業(小学生・幼児向けの自然体験、野外活動プログラム)の継続実施

- ・子ども達の自然体験や野外活動を通じた健全な育成を推進するため、これまで長年にわたり指定管理者に管理運営業務委託して実施してきた「小学生・幼児自然教室」や「小学生サマーキャンプ」等の自然体験、野外活動プログラム10事業を、指定管理者へ青少年健全育成推進事業として委託することにより継続実施します。

#### (2)青少年関係団体支援補助制度の創設

- ・市内の青少年関係団体が、教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成活動を、これまで通り実施できるよう支援するため、利用料金を一部補助する支援補



助制度を創設し、青少年の健全育成とさらなる団体活動の活性化を推進します。

- ・本制度は、こども会、青少年を守る会、ボーイスカウト・ガールスカウト、青少年指導員連絡協議会、民生委員・児童委員連絡協議会などの市内団体が実施する青少年健全育成活動を対象にしています。

【参考】市負担額の比較

|            | 令和2年度以前<br>(金額は令和2年度予算) | 令和4年度以降<br>(金額は令和4年度当初予算) |
|------------|-------------------------|---------------------------|
| 指定管理料      | 39,737千円                | 0円                        |
| 市主催事業      | —<br>(指定管理料に含む)         | (1)により実施<br>7,259千円       |
| 青少年関係団体の利用 | —<br>(利用料金の設定が低額)       | (2)により補助<br>4,999千円       |
| 合計         | 39,737千円                | 12,258千円                  |



## 学校給食運営事業について

子ども未来創造局 学校給食室

学校給食費は、食材価格の高騰が続くなか、平成26年の消費税増税に合わせて改定した単価を現在まで維持してきました。しかし、物価の上昇は今後も見込まれ、このままでは現状の献立内容を維持することが非常に困難なことから、成長期にある児童生徒へ、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある給食を安定的に提供するため、令和4年4月より学校給食費を1食あたり24円～30円増額します。

### 1 予算概要

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 【歳出】   | 671,887 千円                 |
| ①賄材料費  | 667,167 千円(給食材料費)          |
| ②委託料   | 4,720 千円(学校給食食材調達業務委託)     |
| 【歳入】   | 667,167 千円 ※改定により68,777千円増 |
| ①実費弁償金 | 667,166 千円(学校給食費収入)        |
| ②雑入    | 1 千円(学校給食廃油売払収入)           |

### 2 学校給食費改定の経緯

#### (1)改定理由

学校給食費については、平成26年の消費税増税に合わせて改定して以降、食材価格の高騰が続くなかで献立の工夫や物資選定による食材費の抑制など、現在の単価を維持するため様々な努力を続けてきました。しかし、物価の上昇によりこのままでは現状の献立内容を維持することが非常に困難な状況になったため、学校給食費を改定することになりました。

#### (2)検討方法

検討するにあたり、市立小・中学校に在籍している児童生徒の全保護者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて改定後の1食単価を決定しました。

#### (3)アンケート調査結果の概要

- ①回答数 3,927 件(回答率 47.5%)
- ②給食内容

「現在より1食あたり10円～30円多い場合の給食内容がよい」を選択された保護



者が3,193人(81.3%)で、その内「20円～30円多い場合の給食内容がよい」を選択されたかたが91.8%(2,932人)でした。

### ③改定方法

「現在より1食あたり10円～30円多い場合の給食内容がよい」を選択された保護者の内、「一度に改定してよい」を選択されたかたが85.2%(2,722人)でした。

〈現在の給食(小学校中学年)〉

カレーライス、副食、牛乳



〈改定後の一例〉

カツカレー、副食、牛乳



## 3 改定後の1食単価と月額

### (1)1食単価

(単位:円)

|        | 小学生 |     |     | 中学生 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
|        | 低学年 | 中学年 | 高学年 |     |
| 現在の単価  | 209 | 213 | 216 | 265 |
| 改定後の単価 | 233 | 238 | 241 | 295 |
| 差額     | 24  | 25  | 25  | 30  |

### (2)月額

(単位:円)

|        | 小学生   |       |       | 中学生   |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 低学年   | 中学年   | 高学年   | 1・2年生 | 3年生   |
| 現在の月額  | 3,553 | 3,621 | 3,672 | 4,240 | 4,505 |
| 改定後の月額 | 3,961 | 4,046 | 4,097 | 4,720 | 5,015 |
| 差額     | 408   | 425   | 425   | 480   | 510   |

※中学生は、1・2年生が4～3月まで(8月を除く)の11回徴収、3年生が4～2月まで(8月を除く)の10回徴収となるため、月額に差があります。

※学校給食費については保護者に食材料費のみをご負担いただいています。改定後も食材料費以外の経費(人件費、施設設備費等)に充てることは一切ありません。

※就学援助制度において給食費の支給対象となる世帯については、改定に合わせて実費を支給します。

## 4 今後のスケジュール

令和4年3月 (議決後)学校及び保護者へ通知

4月 学校給食費改定 「学校給食だより」で保護者へ再度周知



# いじめの未然防止策と支援教育の充実及び箕面市支援教育充実検討委員会設置条例の制定について

子ども未来創造局 児童生徒指導室 人権施策室

- ◆ 平成30年度に発生した市立中学校の支援学級在籍生徒を対象としたいじめの重大事態について、令和3年度にまとめられた「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言を踏まえ、いじめの未然防止や支援教育の充実に向け、以下の取り組みを進めます。
- ◆ いじめを早期に発見し、組織的に速やかに対応していくため、タブレット上で発信した子どもたちの思いや悩みを、管理職や担任等の教員がいち早くキャッチし、教員間で共有できるシステムを構築するとともに、箕面市いじめ等調整委員会の会議の回数を増やし、いじめの未然防止策など専門家の意見を反映し、充実させていきます。
- ◆ 「箕面市支援教育充実検討委員会設置条例」を制定し、専門家の参画のもと、支援教育充実のための方針を策定するとともに、「個別の学び支援システム」をモデル校に導入しその効果等について検証を行います。

## 1 予算概要

### 【歳出】

#### (1)いじめの未然防止、早期発見、早期対応

・相談メッセージボード・スマイルチェック機能の追加費用（児童生徒指導室）

①委託料 2,970 千円

#### (2)いじめの未然防止に向けた専門家の意見の反映

・箕面市いじめ等調整委員会の会議開催費用（児童生徒指導室）

①報酬費用 267 千円 ②旅費 12 千円

#### (3)箕面市支援教育充実検討委員会の設置条例

・箕面市支援教育充実検討委員会運営事業（人権施策室）

①報酬他 1,392 千円

#### (4)支援教育における「個別の学び支援システム」の活用

・個別の学び支援システムの活用費用（人権施策室）

①使用料 990 千円

## 2 事業概要

### (1)いじめの未然防止、早期発見、早期対応



既存の学習支援サービス「tomoLinks」に、子どもたちが、思いや悩みを管理職や担任等の教職員に発信できる機能を追加し、いじめの未然防止及び、早期発見・早期対応につなげます。

①相談メッセージボード機能

子どもが相談したい時に、タブレットPC上の「相談メッセージボード」のボタンを押すと管理職や担任を含めた教員に発信され、対応してほしい人を選ぶことができます。発信されると教員側の画面にはアラートが点灯します。

②スマイルチェック機能

子どもが心の様子を表す4つの顔マークから自分の心情に近いものを選んで、日々記録することにより、教員が子どもの心情やその変容を把握し支援につなげます。子どもが不快な顔をしたマークを選ぶと、教員側の画面にアラートが点灯します。

(2)いじめの未然防止に向けた専門家の意見の反映

○教育委員会の附属機関である箕面市いじめ等調整委員会の開催回数を年3回から年6回に増やします。これにより、専門家とさらに綿密に協議することができ、苦慮している事案の対応を、より適した対応へと軌道修正ができるようになります。

○専門家の意見を踏まえて、いじめ未然防止策の強化やいじめ事案の長期化・重篤化を防ぎ、いじめの件数や重大事態の件数の減少を図ります。

(3)箕面市支援教育充実検討委員会の設置条例

○第三者調査委員会からの提言を踏まえ、本市の支援教育の充実について、専門的な見地から調査及び検討を行うため、附属機関として学識経験を有する者、市立小中学校の代表者及び支援学級保護者会の代表者等で構成する箕面市支援教育充実検討委員会を設置します。

○現在、令和4年度の検討委員会での検討に向け、小中学校の校長、支援教育コーディネーター、支援教育介助員それぞれの代表及び教育委員会の関係室長で委員会準備WGを立ち上げ、本市の支援教育の課題の洗い出しを行っています。

(4)支援教育における「個別の学び支援システム」の活用

○昨年9月から市内5校(小学校2校、中学校2校、小中一貫校1校)で「個別の学び支援システム」を活用し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する「計画作成ツール」や「教材作成ツール」の活用効果について検証を行っています。

○第三者調査委員会からの提言を踏まえ、教員の経験年数に関わらず、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育を保障するためにICTの活用の検討が必要であることから、令和4年度も引き続きモデル校において効果検証を行います。



## 就学前教育・保育の更なる質の向上について

子ども未来創造局 保育幼稚園総務室

- ◆ 本市の就学前教育・保育の更なる質の向上をめざし、公立私立や幼稚園・保育所・認定こども園といった施設種別の垣根を超え、市内幼児教育保育施設全体のコーディネーターの役割を担う「(仮称)幼児教育センター」の設置に向け令和4年4月に準備室を設置し、令和4年10月に「(仮称)幼児教育センター」を開設します。
- ◆ (仮称)幼児教育センターでは、支援教育・保育や子どもの安全に関する研修の開催をはじめ、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、専門研修の受講を経て府が認定した「幼児教育サポーター」を配置し、公私を問わず市内園所の巡回訪問の実施、また、保育士・幼稚園教諭の人材確保等を実施します。
- ◆ また、(仮称)幼児教育センターの取組みの一つとして、国の「幼保小の架け橋プログラム事業」を活用し、就学前の発達や学びなどに関する指導内容の手引きとなる「幼児教育カリキュラム」や、就学前施設と小学校の関係者が連携し相互理解するための「保幼小接続期カリキュラム」を策定します。

### 1 予算概要

【歳出】 (仮称)幼児教育センター運営事業 4,079 千円

〈主な内容〉

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| ①幼児教育サポーター・スーパーバイザー(民間)報酬 | 1,080 千円 |
| ②研修会・研究会講師謝礼              | 266 千円   |
| ③子育て支援員研修 業務委託料           | 2,343 千円 |
| ④他市視察・研修会参加負担金等           | 390 千円   |

※補助対象経費は、人事室予算(人件費) 9,849 千円を加えた 13,928 千円

【歳入】 合計 5,427 千円

- ①教育支援体制整備事業費交付金 4,250 千円(補助率 1/2)
- ②子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 1,177 千円(補助率 1/2)

### 2 設置場所

箕面市役所本庁別館2階 子ども未来創造局子育て担当フロア





### 3 主な事業内容

(1) 支援教育・保育や子どもの安全に関する市内園所の教育・保育の質の向上

- ① 巡回訪問 ※民間園からも幼児教育サポーターが月 2 回×2 人出務
- ② 研修会、研究会(公開保育・部会等)の企画・運営
- ③ 相談支援や支援教育・保育に関する施設種別を超えた学習会、意見交換会の運営

(2) 保育士・幼稚園教諭の人材確保：保育士・幼稚園教諭人材バンク運営

(3) その他就学前教育・保育の質の向上をめざした取組み

- ① 大学(包括連携協定締結大学)との連携  
(大阪青山大学、梅花女子大学、大阪総合保育大学等)
- ② 子育て支援員研修の企画・運営
- ③ 民間保育園連絡会の組織化

(4) 国の「幼保小の架け橋プログラム事業」を活用した取組み

- ① 乳幼児期から小学校接続期までの発達や学びの連続性を確保するための指導内容  
の手引きとなる「幼児教育カリキュラム」を策定
- ② 就学前施設と小学校の関係者が連携し相互理解し、幼児教育・保育と小学校教育を  
滑らかにつなぐための手引きとなる「保幼小接続期カリキュラム」を策定

【歳出】 幼保小の架け橋プログラムモデル事業 7,373 千円

〈主な内容〉

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| ①カリキュラム開発会議委員報酬           | 552 千円   |
| ②カリキュラム開発会議ワーキンググループ講師等謝礼 | 230 千円   |
| ③事務職員人件費                  | 5,740 千円 |
| ④費用弁償・旅費等                 | 851 千円   |

【歳入】 7,373 千円

幼保小の架け橋プログラムモデル事業委託金 7,373 千円(補助率 10/10)

## 子宮頸がんワクチン接種の勧奨再開と 接種機会を逃したかた等への対応について

子ども未来創造局 子どもすこやか室

- ◆ 子宮頸がんワクチン(HPV ワクチン)は、日本では平成21年12月にワクチンとして承認後に接種(任意接種、公費助成なし)が始まり、平成25年4月からは小学6年から高校1年相当の女子を対象として定期予防接種(公費で接種)とされました。  
その後、因果関係は不明ながら、接種後に体中に痛みを訴える症状が報告されたことなどにより、同年6月から国は積極的な接種勧奨を差し控えました。
- ◆ しかし、HPV ワクチンの有効性や安全性等に関する最新の知見を踏まえ、国においてHPV ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されたことや接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和3年11月26日をもって、国は積極的な接種勧奨差し控えの方針を撤回し、それに基づき市町村は、令和4年4月から HPV ワクチン接種の勧奨を再開することとなりました。
- ◆ この再開を受け、通常の定期接種対象者については、国が定める標準的な接種期間にあたる中学1年の女子に加え、これまで個別勧奨を受けていない令和4年度に14歳から16歳になる女子に対して、個別の通知等により、勧奨を行います。
- ◆ 併せて、積極的な接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した、平成9年度から平成17年度生まれの女性(9学年)を対象に、公費による接種(以下、キャッチアップ接種という。)により HPV ワクチンの予防接種の機会を確保することとし、個別の通知等により、丁寧に周知を行います。なお、キャッチアップ接種は、3年間(令和4年4月～令和7年3月)の時限的な取り組みとなります。

### 1 予算概要

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 【歳出】 印刷製本費(HPV ワクチン接種のパンフレットの作成) | 446 千円    |
| 通信運搬費(HPV ワクチン接種パンフレット、予診票等)     | 1,274 千円  |
| 委託料(個別予防接種にかかる委託料 1,058 人分)      | 49,905 千円 |
| 合計                               | 51,625 千円 |

### 2 ワクチン接種勧奨の対象者等

#### (1)通常の定期接種

- ① 中学1年(平成21年度生まれ)から高校1年相当(平成18年度生まれ)の女子
- ② 対象人数: 約 2,700 人(令和3年12月時点の未接種者)

#### (2)キャッチアップ接種

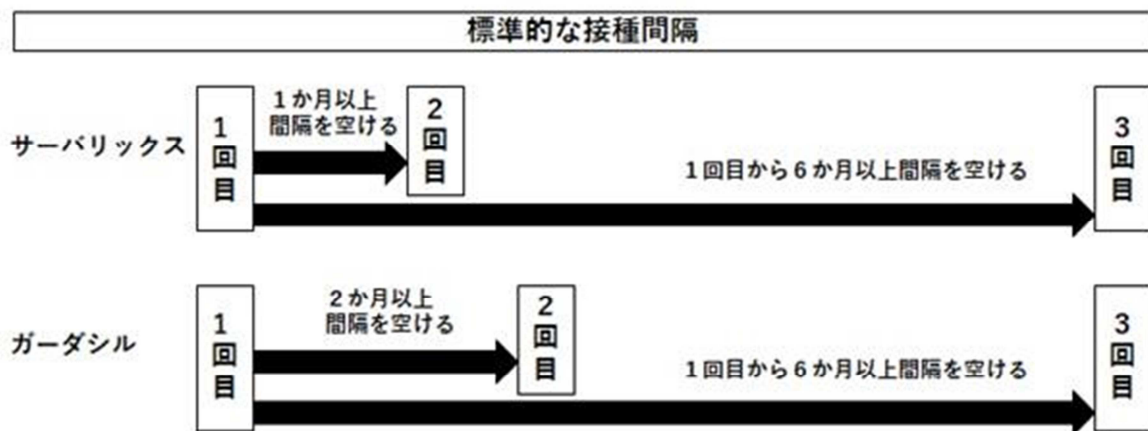
- ① 積極的な接種勧奨を差し控えていた平成9年度から平成17年度生まれの女性(9学年)で、接種機会を逃したかた

- ②対象人数: 約 5,400 人(令和3年12月時点の未接種者)
- ③キャッチアップ接種期間: 令和4年4月から令和7年3月までの3年間
- (3)周知方法: (1)・(2)ともに対象者へパンフレット等の個別送付、市ホームページ・広報紙による周知(ワクチンの有効性・安全性について丁寧な情報提供を実施)
- (4)公費負担の内容: 一人あたり 15,723 円/1回×3回接種分
- (5)接種医療機関: 市内34か所(小児科、内科、産婦人科など)

### 3 これまでの経過

|     |      |                                                                   |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------|
| H25 | 4 月  | 定期接種化(公費負担対象)                                                     |
|     | 6 月  | 国による HPV ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控え方針の決定                                  |
| R2  | 10 月 | ・接種対象者や保護者が接種の検討・判断ができるようにすることを目的に、定期接種対象者に対し個別送付による情報提供を行うよう国が通知 |
| R3  | 11 月 | ・国が積極的な接種勧奨の差し控えの方針を撤回<br>・令和4年4月から予診票の個別送付を行うなど、接種の個別勧奨を再開       |

### 4 ワクチンの種類、接種回数等



※どちらか一方のワクチンを使用し、3回とも同じワクチンで接種します

### 5 接種完了者(令和3年12月末時点)

- ・令和4年度からの通常定期接種対象者(H18～H22)で接種を完了した人数 51人
- ・キャッチアップ接種対象学年(H9～H17)で接種を完了した人数 593人

## 産婦健康診査・新生児聴覚検査に係る助成について

子ども未来創造局 子どもすこやか室

- ◆ 産後うつ予防や新生児等への虐待予防等を図るため、産後2週間と産後1か月の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況、精神状態の把握等)に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子を支援し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化します。
- ◆ 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるため、全ての新生児を対象とした新生児聴覚検査に係る費用を助成します。

### 1 予算概要

#### (1)産婦健康診査

【歳出】 委託料 10,000 千円(一人あたり上限 5,000 円×2 回×1,000 人分)

【歳入】 国庫補助金 5,000 千円 (補助率 1/2)

#### (2)新生児聴覚検査

【歳出】 委託料 5,000 千円(一人あたり上限 5,000 円×1 回×1,000 人分)

### 2 事業概要

#### (1)産婦健康診査

##### ①事業内容

母親の身体的な経過の確認、母親の心理状態と対児感情の把握による必要に応じたケアの実施、子どもの発育状況の把握と必要に応じた育児支援体制の検討(産後ケア事業の利用勧奨、医療機関との連携等)

##### ②対象者

令和4年4月1日時点で本市に住民票がある出産後8週以内の産婦で、4月1日以降に産婦健康診査を受診されるかた

##### ③助成金額

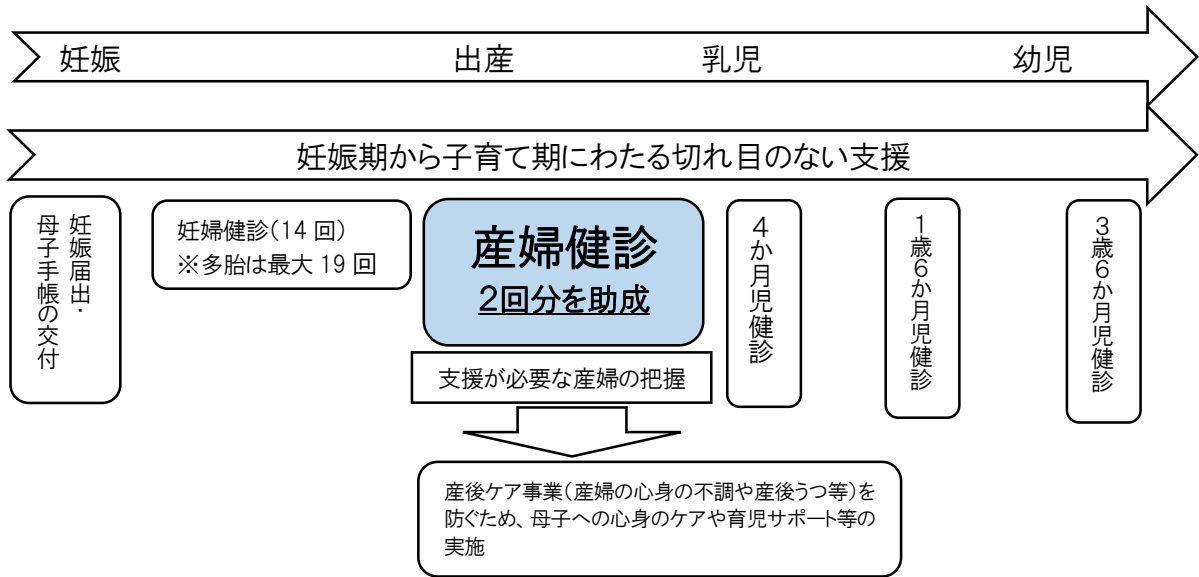
産後概ね2週間と概ね1か月の産婦健診にかかる費用について、1回上限 5,000 円を2回(合計 上限 1 万円)を限度として助成

##### ④受診券の受領方法

- ・すでに妊娠届を提出し、令和4年4月1日以降に受診予定のかた : 受診券を郵送
- ・令和4年4月1日以降に妊娠届を提出されるかた : 窓口で配布

※4月1日以降の受診分で、受診券が届くまでに受診されている場合は、受診費用の領収書に基づき還付します。

## 《妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制》



## (2) 新生児聴覚検査

### ① 事業内容

先天性の聴覚障害は、出生1,000人につき1～2人といわれており、早期発見・支援により言語発達の遅れやコミュニケーションが取りにくいなどの聴覚障害による影響を最小限に抑えられるため、生まれて間もない乳児の聴覚検査に係る費用を助成

### ② 対象者：令和4年4月1日時点で本市に住民票がある生後1か月未満の乳児

※未熟児など特別な配慮が必要な乳児は生後1か月以上でも対象とする。

### ③ 助成金額(保険診療の検査は対象外)

- ・自動ABR検査：1人につき1回(初回のみ) 上限 5,000 円
- ・O A E 検査：1人につき1回(初回のみ) 上限 1,500 円

### ④ 受検票の受領方法

- ・すでに妊娠届を提出し、令和4年4月1日以降に受検されるかた：受検票を郵送
- ・令和4年4月1日以降に妊娠届を提出されるかた：窓口で配布

※4月1日以降の受診分で、受検票が届くまでに受検されている場合は、受検費用の領収書に基づき還付します。

# 八天石蔵の保護復旧と利活用について

子ども未来創造局 文化国際室・保健スポーツ室

- ◆ 文化や伝統・歴史に親しみをもつ人を育み、郷土愛を培うまちづくりの推進を図り、本市の魅力を確認してもらうための文化財の保護活用、市民の健康増進のための事業を実施します。
- ◆ 具体的には、国史跡・八天石蔵及び町石などの遺跡を保護復旧するとともに、多くの市民や観光客、ハイカー、歴史愛好家などが、遺跡を巡るイベント「みのお八天石蔵ウォークトライアル」を関係団体や民間企業と連携しながら開催します。

## 1 予算概要

### (1)文化財の保護活用事業(文化国際室所管事業)

#### ●文化財保護活用事業

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 【歳出】  | 11,316 千円          |
| ・委託料  | 11,316 千円(1/2国庫補助) |
| 【歳入】  | 5,658千円            |
| ・国庫支出 | 5,658千円            |

### (2)市民の健康増進事業(保健スポーツ室所管事業)

#### ●市民スポーツ奨励事業

|                  |        |
|------------------|--------|
| 【歳出】             | 900 千円 |
| ・負担金             | 900 千円 |
| 【歳入】(予定)         | 600 千円 |
| ・日本スポーツ振興センター助成金 | 600 千円 |

## 2 事業概要

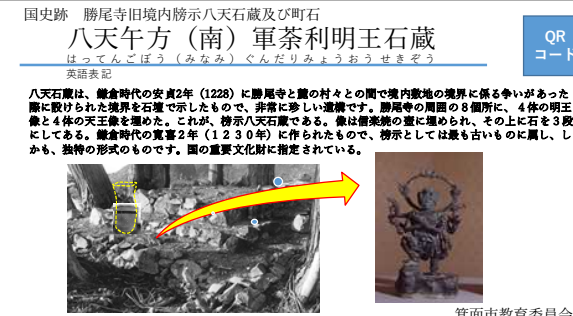
### (1)文化財の保護活用事業(八天石蔵と町石の保護復旧)

八天石蔵と町石のうち11箇所に柵や看板等の破損が判明し、令和3年度から国庫補助を活用し、年次計画(4年間)により遺構等の保護復旧を行うこととしていましたが、市民からの要望も踏まえ、貴重な文化財をより活用できるよう、計画を前倒し実施することとし、令和4年度に残りのすべての保護復旧を行います。



- ①石蔵 大威徳明王、金剛夜叉明王、持国天・降三世明王・多聞天・広目天
- ②町石 五町石・六町石・七町石
- ③看板の設置 各案内看板には、写真とQRコード(より詳細な情報を記載した市ホームページの URL)、英語表記を掲載

【案内看板のイメージと市HPのイメージ】(調整中)

| 案内看板                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 市HP                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>国史跡 勝尾寺旧境内勝八天石蔵及び町石</p> <p><b>八天午方(南)軍荼利明王石蔵</b><br/>はってんごぼう(みなみ)ぐんだりみょうおうせきぞう</p> <p>英語表記</p> <p>八天石蔵は、鎌倉時代の安貞2年(1228)に勝尾寺と麓の村々との間で境内敷地の境界に係る争いがあった際に設けられた境界を石蔵で示したもので、非常に珍しい遺構です。勝尾寺の周囲の8箇所、4体の明王像と4体の天王像を埋めた。これが、勝八天石蔵である。像は密教の聖に埋められ、その上に石を3段にしてある。鎌倉時代の寛喜2年(1230年)に作られたもので、勝宗としては最も古いものに属し、しかも、独特の形式のものです。国の重要文化財に指定されている。</p>  <p>箕面市教育委員会</p> | <p>八天の石蔵出土仏像(重要文化財)</p>  <p>像高 四天王: 26~28 c m<br/>四明王: 29~30 c m</p> <p>八天聖石(荒神社境内)</p> |

## (2)みのお八天石蔵ウォークラリーの実施

八天石蔵を巡り、箕面市内の歴史文化について学びながら、自然豊かな箕面山を歩く「みのお八天石蔵ウォークラリー」を実施することで、本市の魅力を認識してもらうとともに、郷土愛を育み、市民の健康増進を図ります。

- ①主催 箕面市、箕面市教育委員会
- ②主管 みのお八天石蔵ウォークラリー実行委員会
- ③日程 令和5年3月12日(日)10時~15時
- ④募集人数 300名(小学生以下は保護者同伴)
- ⑤参加費 500円
- ⑥実施内容 勝尾寺(スタート)⇒増長天石蔵⇒大威徳明王石蔵⇒軍荼利明王石蔵  
⇒持国天石蔵⇒勝尾寺(ゴール) ※コース順については今後調整  
1グループ10名で随行ボランティア2名以上配置(計30グループ)とし、  
一定時間の間隔をあけて出発

## 令和4年度病院事業会計当初予算（案）の概要

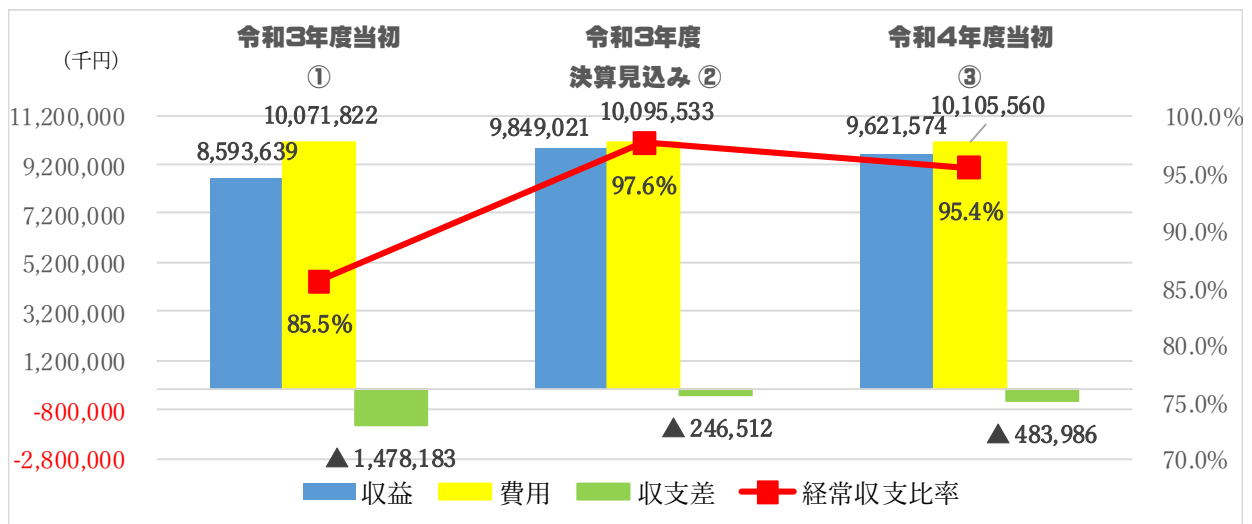
市立病院 病院経営室

◆ 令和3年8月に策定した「第四次箕面市立病院改革プラン策定に向けた経営改善策の検討報告書」の経営改善策は、職員一丸となって2025年度に9億円の収支改善を実現し、市からの繰入金も含めて黒字化をめざすものですが、本格的に取り組を開始する令和4年度当初予算は、第三者評価結果も踏まえ、編成しました。

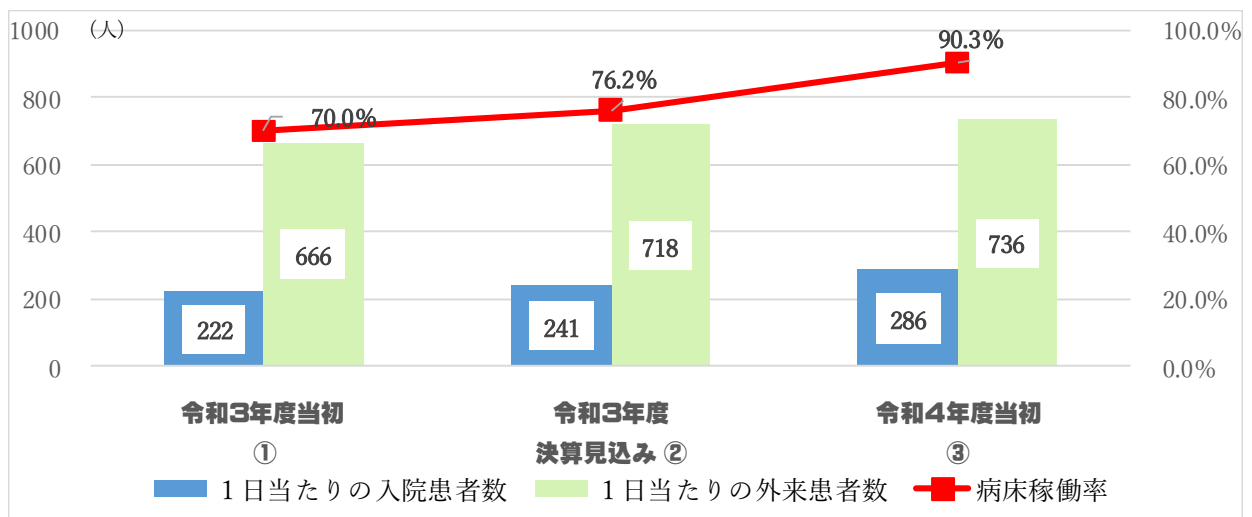
◆ 一般会計繰入金については、抜本的に見直すこととし、政策医療に対する考え方と市の負担のあり方を整理の上、政策的医療分として3億2700万円の繰入を計上しました。

### 1 当初予算の全体像

◆収益的収支における収支差 △483,986 千円(対前年度:994,197 千円)



◆患者数 入院 286 人/日(64 人 29.1%) 外来 736 人/日(70 人 10.9%)





## 2 令和4年度の経営改善の取組

◆目標効果額 432,761 千円(収益向上、コスト削減等の効果額は、第三者評価により 76.5%で見込みました。)

・(主な取組)救急からの受入件数の増、診療報酬加算の取得、ベンチマーク手法等を取り入れた契約額の見直し、後発医薬品の促進、職員数の見直し、職員給与の見直し など

## 3 一般会計からの繰入

| 項 目           | 令和3年度<br>当初予算 | 令和4年度<br>当初予算 | 当初予算<br>の比較 | 増減率      |
|---------------|---------------|---------------|-------------|----------|
| 救 急 医 療 負 担 金 | 11,375        | 127,069       | 115,694     | 1,017.1% |
| 小 児 医 療 負 担 金 | 47,250        | 64,230        | 16,980      | 35.9%    |
| 高 度 医 療 負 担 金 | -             | 135,876       | 135,876     | 皆増       |
| 企業債償還利息負担金    | -             | 81            | 81          | 皆増       |
| 計             | 58,625        | 327,256       | 268,631     | 568.9%   |

・平成27年度から、一般会計からの繰入りに頼らない経営をめざして、特別交付税相当額のみ繰入れてきましたが、令和4年度から抜本的に見直し、本来市が負担すべき政策医療として、救急医療、小児医療、高度医療(集中治療室)を位置付け、全国の公立病院への繰出実績(地方財政計画)をもとに算出した額としました。

## 4 料金負担の見直し

・患者に実費負担いただく文書料等について、必要経費、実費相当、近傍価格等を勘案し改定します。なお、一定の周知期間が必要なため、令和4年6月1日から実施します。

- ①文書料の見直し 文書料(交通事故・生命保険) 6,600 円(現行料金:5,500 円)など
- ②時間外選定療養費の算定 緊急やむを得ない場合以外での時間外での診療に対して、時間外選定療養費 5,500 円(税込)を徴収
- ③死後処置の料金負担の見直し 死後処置料 10,500 円(税込、現行料金 6,600 円)

## 5 新病院の整備に向けて

◆新病院あり方検討支援業務委託 5,500 千円(対前年度:△550 千円 9.1%の減)

・新病院の運営手法等の検討・決定に関する業務、新市立病院整備審議会の開催業務等を引き続き委託します。

## 6 医療機器の整備

◆高額医療機器整備 132,846 千円(対前年度:16,503 千円 14.2%の増)

・老朽化に伴う更新 調剤支援システム、生体情報モニタシステム、骨密度測定装置 など

# 病院事業管理者の給与減額に伴う箕面市特別職の 職員の給与に関する条例の改正について

市立病院事務局 病院人事室

市立病院が経営改善に取り組むにあたり、病院事業管理者の給与月額を7%減額するため、箕面市特別職の職員の給与に関する条例を改正します。

## 1 市立病院の経営改善と改正理由

- ・市立病院の経営状況は、平成25年度に単年度黒字を達成して以降、毎年度赤字を積み重ね、令和2年度末の累積赤字は120億円に達しています。
- ・この間、三次にわたる経営改革プランを策定し、さまざまな改革に取り組んできましたが、赤字解消には至りませんでした。
- ・今後、新病院の移転建替を控えるなか、経営改善は至上命題であることから、市立病院では、令和7年度に9億円の収支改善を目標とし、昨年8月「第四次箕面市立病院改革プラン策定に向けた経営改善策の検討報告書」を取り纏めました。
- ・職員一丸となって経営改善に取り組むにあたり、病院事業管理者の給与減額を実施するものです。

## 2 改正内容

- (1)改正する条例 箕面市特別職の職員の給与に関する条例
- (2)内容 給料月額を7%減額(現行:714,000円 減額後:664,020円)
- (参考) 経営改善策における今後3年間の一般職の職員の給与減額率の平均(※組合協議中)
- 管理職:6.3% 管理職以外:5.8%
- (うち既に実施している減額率 管理職:3.5% 管理職以外:3%)
- (3)実施期間 令和4年4月1日から令和6年12月31日まで
- (4)効果額 年間 957千円(共済費を除く)